

基 発 0314 第 1 号
平成 25 年 3 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について

大阪労働局管内にある印刷業の事業場で校正印刷の業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする労災請求がなされた事案において、1, 2-ジクロロプロパン（別名二塩化プロピレン）をはじめとする脂肪族塩素化合物を主成分とする有機塩素系洗浄剤が多量に使用されていたことを踏まえ、平成 24 年 7 月 23 日付け基安発 0723 第 1 号「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」により、脂肪族塩素化合物を用いて行う洗浄作業における換気の確保、保護具の使用、作業方法等の改善等の対策を講ずるよう労働基準局安全衛生部長名で通達したところである（平成 25 年 3 月 14 日付けで廃止）。

今般、当該事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1, 2-ジクロロプロパンの高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとの指摘を受けたところである。

1, 2-ジクロロプロパンについては、早急にばく露の実態を踏まえ、必要なばく露防止措置について検討を行い、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等で規制する予定であるが、法令改正がなされる前であっても、予防的観点から、1, 2-ジクロロプロパンの使用をできるだけ控えることが適当である。また、1, 2-ジクロロプロパン以外の脂肪族塩素化合物、石油系炭化水素類をはじめとする揮発性の高い化学物質についても、洗浄又は払拭の業務で用いる場合には、労働者に高濃度のばく露のおそれがあることから、関係法令や指針での個別規制の有無にかかわらず、労働者の化学物質へのばく露をできるだけ低減する必要がある。

このため、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として、「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」を別添のとおり定めたので、了知するとともに、業種を問わず関係事業場に対して周知徹底を図られたい。

なお、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」における検討の結果、ジクロロメタンについても長期間の高濃度ばく露により胆管がんを発症し得ると医学的に推定されるとされたことを踏まえ、ジクロロメタンを取り扱う業務について、あらためて有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）等の現行法令の遵守を徹底されたい。

洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策

1 1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務について

(1) 対象業務

1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務

(2) 使用の抑制

事業者は、洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、可能な限り、1, 2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤を使用しないこと。

(3) 事業者が講ずべき対策

やむを得ず1, 2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する洗浄剤を用いて行う洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、以下の対策を講ずること。また、

1, 2-ジクロロプロパンを用いて行うそれ以外の業務においても、以下のエに準じて気中濃度の測定等を行い、労働者の1, 2-ジクロロプロパンのばく露を防止する必要があること。

ア 雇入れ時等の教育

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第35条第1項に基づく雇入れ時等の教育には、1, 2-ジクロロプロパンの危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。

イ 作業指揮者の選任

事業者は、1, 2-ジクロロプロパンを用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、化学物質の危険有害性に十分な知識を有する者のうちから作業指揮者を選任し、労働者の1, 2-ジクロロプロパンのばく露防止の観点から作業を指揮させるとともに、保護具の使用状況を監視させること。

ウ 発散抑制措置

屋内作業場において1, 2-ジクロロプロパンを用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設け、1, 2-ジクロロプロパンの発散を抑制すること。

エ 気中濃度の測定等

屋内作業場において1, 2-ジクロロプロパンを用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、定期的に、1, 2-ジクロロプロパンの空気中の濃度を測定し、その結果の記録を30年間保存すること。測定の結果、空気中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度が10ppmを超える場合は、使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善等を行い、これを下回るようにすること。なお、改善するまでの間、労働者に有機ガス用防毒マスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。

オ 作業の記録

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びに1, 2-ジクロロプロパンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要を記録し、これを30年間保存すること。

カ 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただ

し、1, 2-ジクロロプロパンが労働者の皮膚から吸収されるおそれがない場合は、この限りでない。

2 屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄（脱脂を含む。）又は払拭の業務について

（1）対象業務

屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄（脱脂を含む。）又は払拭の業務。ただし、有機化合物の含有量が重量の5%以下（がん原性指針の対象物質については、重量の1%以下のもの）の化学物質のみを用いるものを除く。

注）がん原性指針 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成24年10月10日付け健康障害を防止するための指針公示第23号）

（2）有機溶剤中毒予防規則、がん原性指針等との関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及びがん原性指針の対象物質については、それぞれの規定に基づき、局所排気装置等の設置、作業環境測定、作業主任者又は作業指揮者の選任、呼吸用保護具、保護手袋等の使用、特殊健康診断等必要な措置を講ずること。

（3）危険有害性情報に基づく化学物質管理

化学物質の譲渡・提供に当たっては、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第9に掲げる化学物質はもちろんのこと、その他の危険有害化学物質等についても労働安全衛生規則第24条の15に基づき、相手方の事業者に対して安全データシート（以下「SDS」という。）を交付することとされているので、化学物質の譲渡・提供を受ける際は、譲渡・提供者からSDSの交付を受け、当該SDSを活用して次の措置を講ずること。

なお、使用に当たっては、容器への危険有害性情報等の表示を確認の上、SDSを作業場内に掲示する等により労働者に周知する必要があること。（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第101条第2項、労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15）

ア 雇入れ時等の教育

雇入れ時等の教育には、SDSの記載事項を踏まえ、当該化学物質の危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。（労働安全衛生規則第35条第1項）

イ 適切な換気の確保

SDSのばく露防止に関する事項から各種濃度基準等を確認し、労働安全衛生規則第577条の規定に基づき、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設ける等により、作業場における空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならないようにすること。

なお、一般の事務室等に設置されている空調設備は、温度や湿度の管理を行う観点から外気の取入れ割合を抑えた還流型の方式が一般的であるが、有害物の排出という観点からは、還流型の空調設備による換気は適切な換気には含まれないこと。

ウ 呼吸用保護具の使用

洗浄又は払拭の業務を行っている間、作業に従事する労働者及びその近傍にいる他の労働者に有機ガス用防毒マスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、イにより局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けて発散抑制措置を講ずる場合、又は全体換気装置を稼働させる場合であって労働者が高濃度の化学物質にば

く露するおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

エ 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、SDS のばく露防止措置又は保護措置に係る事項を確認し、皮膚に障害を与えたり皮膚から吸収されたりするおそれがない場合は、この限りでない。

オ 引火等の防止

洗浄又は払拭の業務に用いる揮発性化学物質には、容易に引火する物も含まれることから、SDS の取扱い及び保管上の注意、火災時の措置等を確認し、火気その他着火源となるおそれのあるものに接近させない等火災を防止するための措置を講ずること。

カ 作業方法等の改善

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者の呼吸域におけるばく露をできるだけ低減させるよう、作業位置、作業姿勢及び作業方法を選択するとともに、作業時間をできるだけ短縮させること。

また、払拭の業務に使用した布片、いわゆる「ウエス」には、相当量の化学物質が残留しているため第二の発散源となることに留意し、作業場内に放置することなく、蓋付きの廃棄物入れ等に入れ蓋を閉じておくこと。

キ 使用化学物質の代替

化学物質による健康障害を予防する観点から、使用化学物質を別のものに代替しようとするときは、あらかじめ SDS 等によりその有害性がより低いことを確認した上で行うこと。その際、許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること。

(4) 危険有害性が不明の化学物質への対応

化学物質の譲渡・提供に当たり労働安全衛生法第 57 条の 2 及び労働安全衛生規則第 24 条の 15 に基づく SDS の交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するのとは望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、1 の (3) のア、イ、ウ、オ及びカに規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること。

注) 1 脂肪族塩素化合物

ベンゼン環を含まない鎖状又は環状の炭化水素の水素原子の一部又は全部を塩素原子で置き換えた構造をもつ化合物。炭素原子と塩素原子の数が数個のものは、常温で液体のものが多く、印刷インキや金属に付着した油脂の除去に効果的であるが、蒸気圧が高いものは洗浄又は払拭の作業において容易に蒸発し、作業場内に発散する。引火性の物とそうでない物がある。

2 石油系炭化水素類

鎖状、環状又はベンゼン環を含む炭化水素。炭素原子の数や構造により、常温で液体のものは単体として用いられるほか、混合物を蒸留して沸点が 150—300℃程度のものを混合物のまま取り出して洗浄用に用いられる。混合物として譲渡され、又は提供されるものは、同一の名称であっても炭化水素の含有量や不純物が異なることがあるため、危険有害性を判断するに当たっては留意が必要である。油脂をよく溶かす性質があり、その多くが引火性のものである。

(参考)

基 発 0314 第 2 号
平成 25 年 3 月 14 日

別記の関係団体 あて

厚生労働省労働基準局長

洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について

大阪労働局管内にある印刷業の事業場で校正印刷の業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする労災請求がなされた事案において、1, 2-ジクロロプロパン（別名二塩化プロピレン）をはじめとする脂肪族塩素化合物を主成分とする有機塩素系洗浄剤が多量に使用されていたことを踏まえ、平成 24 年 7 月 23 日付け基安発 0723 第 1 号「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組について」により、脂肪族塩素化合物を用いて行う洗浄作業における換気の確保、保護具の使用、作業方法等の改善等の対策を講ずるよう通達しました（平成 25 年 3 月 14 日付けで廃止）。

今般、当該事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1, 2-ジクロロプロパンの高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとの指摘を受けたところです。

1, 2-ジクロロプロパンについては、早急にばく露の実態を踏まえ、必要なばく露防止措置について検討を行い、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等で規制する予定ですが、法令改正がなされる前であっても、予防的観点から、1, 2-ジクロロプロパンの使用をできるだけ控えることが適当です。また、1, 2-ジクロロプロパン以外の脂肪族塩素化合物、石油系炭化水素類をはじめとする揮発性の高い化学物質についても、洗浄又は払拭の業務で用いる場合には、労働者に高濃度のばく露のおそれがあることから、関係法令や指針での個別規制の有無にかかわらず、労働者の化学物質へのばく露をできるだけ低減する必要があります。

このため、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として、「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」を別添のとおり定めたので、ご理解の上、ばく露防止対策を適切に講ずるよう、傘下会員事業場等に対し、周知いただくようお願いいたします。

なお、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」における検討の結果、ジクロロメタンについても長期間の高濃度ばく露により胆管がんを発症し得ると医学的に推定されるとされたことを踏まえ、ジクロロメタンを取り扱う業務については、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）等の現行法令を遵守するよう、あらためてお願いいたします。

別記

アクリル酸エステル工業会
社団法人アルコール協会
財団法人安全衛生技術試験協会
ECP 協会
板硝子協会
印刷インキ工業会
印刷工業会
社団法人インテリア産業協会
ウレタン原料工業会
ウレタンフォーム工業会
エポキシ樹脂工業会
社団法人エルピーガス協会
一般財団法人エンジニアリング協会
塩ビ工業・環境協会
欧州ビジネス協会医療機器委員会
押出発泡ポリスチレン工業会
社団法人海洋水産システム協会
一般財団法人 化学物質評価研究機構
化成品工業協会
社団法人仮設工業会
可塑剤工業会
社団法人家庭電気文化会
カメラ映像機器工業会(中間法人)
硝子繊維協会
社団法人火力原子力発電技術協会
関西化学工業協会
吸水性樹脂工業会
社団法人 強化プラスチック協会
協同組合資材連
協同組合日本製パン製菓機械工業会
社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人軽金属製品協会
研削砥石工業会
建設廃棄物協同組合
建設業労働災害防止協会
財団法人建設業振興基金
社団法人建設産業専門団体連合会
社団法人建設荷役車両安全技術協会
鉱業労働災害防止協会
公益財団法人 工作機械技術振興財団
合成ゴム工業会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
社団法人合板仮設安全技術協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
コンクリート用化学混和剤協会
社団法人コンクリートポール・パイル協会
酢ビ・ポバール工業会

公益社団法人産業安全技術協会
財団法人産業医学振興財団
一般社団法人 JATI 協会
一般社団法人 色材協会
社団法人自転車協会
公益社団法人自動車技術会
一般社団法人 自動車工業会
写真感光材料工業会
社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
財団法人 首都高速道路協会
社団法人潤滑油協会
使用済触媒資源化協会
触媒工業協会
社団法人新金属協会
一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会
一般財団法人 製造科学技術センター
一般財団法人 石炭エネルギーセンター
石油連盟
石油化学工業協会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国木質セメント板工業会
社団法人全国解体工事業団体連合会
全国仮設安全事業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国グラビア協同組合連合会
社団法人全国クレーン建設業協会
社団法人 全国警備業協会
全国建設業協同組合連合会
社団法人全国建設機械器具リース業協会
社団法人全国建設業協会
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
全国興行生活衛生同業組合連合会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
全国自動ドア協会
全国社会保険労務士会連合会
全国商工会連合会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合
社団法人全国石油協会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国中小企業団体中央会
社団法人全国中小建設業協会
社団法人全国中小建築工事業団体連合会

社団法人全国中小貿易業連盟
社団法人全国鐵構工業協会
全国伝動機工業協同組合
全国鍍金工業組合連合会
一般社団法人 全国登録教習機関協会
全国土壤改良資材協議会
全国トラクターミナル協会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
社団法人 全国防水工事業協会
全国シン商工業協同組合連合会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
社団法人全国労働基準関係団体連合会
財団法人 先端加工機械技術振興協会
全日本印刷工業組合連合会
全日本製本工業組合連合会
全日本紙製品工業組合
全日本革靴工業協同組合連合会
社団法人全日本建築士会
社団法人全日本航空事業連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全日本電気工事業工業組合連合会
社団法人全日本トラック協会
社団法人全日本ネオン協会
全日本爬虫類皮革産業協同組合
社団法人 全日本病院協会
社団法人全日本不動産協会
全日本プラスチック製品工業連合会
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
全日本木工機械商業組合
一般社団法人送電線建設技術研究会
社団法人ソーラーシステム振興協会
社団法人大日本水産会
ダイヤモンド工業協会
中央労働災害防止協会
超硬工具協会
電気硝子工業会
電気機能材料工業会
社団法人電気協同研究会
電気事業連合会
社団法人電気設備学会
社団法人電気通信協会
電気・電子・情報通信産業経営者連盟
一般社団法人 電子情報技術産業協会
電線工業経営者連盟
一般社団法人 電池工業会
天然ガス鉍業会

社団法人電力土木技術協会
独立行政法人 労働者健康福祉機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
ニッケル協会東京事務所
社団法人日本アスファルト合材協会
社団法人日本アスファルト乳剤協会
日本圧力計温度計工業会
社団法人日本アミューズメントマシン工業協会
一般社団法人日本アルミニウム協会
社団法人日本アルミニウム合金協会
日本アンモニア協会
社団法人 日本医師会
日本医薬品添加剤協会
日本医療法人協会
一般社団法人日本医療機器工業会
日本医療機器産業連合会
一般社団法人 日本印刷産業機械工業会
日本フォーム印刷工業連合会
社団法人 日本印刷産業連合会
社団法人日本エアゾール協会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
日本ABS樹脂工業会
日本LPガス協会
社団法人日本エルピーガスプラント協会
社団法人日本エレベータ協会
公益社団法人 日本煙火協会
社団法人日本オーディオ協会
日本オートケミカル工業会
一般社団法人 日本オプトメカトロニクス協会
社団法人日本音響材料協会
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
公益社団法人日本化学会
一般社団法人 日本科学機器協会
一般社団法人 日本化学工業協会
一般社団法人 日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本ガス協会
日本ガスメーター工業会
社団法人日本画像医療システム工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用洗浄剤工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
社団法人日本金型工業会
一般社団法人 日本カメラ財団
社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
日本火薬工業会

日本化薬工業工業会
日本カラーラボ協会
一般社団法人 日本硝子製品工業会
日本ガラスびん協会
日本硝子計量器工業協同組合
日本革類卸売事業協同組合
一般社団法人日本機械工業連合会
社団法人 日本機械設計工業会
社団法人日本機械土工協会
日本機械鋸・刃物工業会
社団法人日本基礎建設協会
社団法人日本絹業協会
社団法人日本絹人繊維物工業会
一般社団法人日本記録メディア工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
社団法人日本金属屋根協会
社団法人日本空調衛生工事業協会
日本靴工業会
社団法人日本グラフィックサービス工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人 日本経済団体連合会
一般社団法人 日本計量機器工業連合会
一般社団法人 日本毛皮協会
日本化粧品工業連合会
日本石鹼洗剤工業組合
社団法人日本建材・住宅設備産業協会
社団法人日本建設機械化協会
一般社団法人日本建設機械工業会
社団法人日本建設業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建築材料協会
社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築板金協会
日本顕微鏡工業会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
社団法人日本港運協会
日本光学工業協会
日本光学測定機工業会
社団法人日本工業炉協会
日本工業塗装協同組合連合会
日本鋳業協会
社団法人日本航空宇宙工業会
日本工具工業会
一般社団法人 日本工作機械工業会

日本工作機械販売協会
社団法人日本工作機器工業会
社団法人 日本合成樹脂技術協会
日本合板工業組合連合会
日本香料工業会
日本小型工作機械工業会
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
一般社団法人日本コミュニティーガス協会
日本ゴム工業会
日本ゴム履物協会
一般社団法人 日本在外企業協会
社団法人日本左官業組合連合会
社団法人日本作業環境測定協会
社団法人日本サッシ協会
日本酸化チタン工業会
日本産業洗浄協議会
有限責任中間法人 日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人 日本産業機械工業会
社団法人日本産業車両協会
社団法人 日本歯科医師会
社団法人日本歯科技工士会
財団法人 日本軸受検査協会
日本試験機工業会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本自動車輸入組合
社団法人日本自動車整備振興会連合会
社団法人日本自動車機械器具工業会
社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動車部品工業会
日本自動認識システム協会
日本自動販売機工業会
日本自動販売機保安整備協会
一般社団法人 日本試薬協会
日本写真映像用品工業会
社団法人日本砂利協会
日本酒造組合中央会
日本商工会議所
社団法人日本照明器具工業会
一般社団法人 日本食品機械工業会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
日本真空工業会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本新聞協会
日本スチレン工業会
日本製缶協会

日本製紙連合会
公益社団法人 日本精神科病院協会
日本精密測定機器工業会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本接着剤工業会
日本ゼラチン工業組合
公益社団法人日本セラミックス協会
社団法人日本繊維機械協会
日本繊維板工業会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会
一般社団法人 日本染色協会
社団法人日本舟艇工業会
財団法人日本船舶技術研究協会
社団法人日本船舶電装協会
社団法人日本倉庫協会
社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本造船工業会
日本ソーダ工業会
日本測量機器工業会
一般社団法人 日本損害保険協会
社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本大ダム会議
日本タクシーメーター工業会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
社団法人日本鍛造協会
社団法人日本タンナーズ協会
日本暖房機器工業会
日本チェーンストア協会
日本チェーン工業会
社団法人日本チタン協会
社団法人 日本中小型造船工業会
社団法人日本中小企業技術振興協会
社団法人日本中小企業団体連盟
社団法人日本鑄造協会
日本鑄鍛鋼会
一般社団法人 日本鉄鋼連盟
一般社団法人 日本鉄塔協会
社団法人日本鉄道車輛工業会
社団法人日本鉄リサイクル工業会
社団法人日本電化協会
社団法人日本電気技術者協会
社団法人日本電気協会
一般社団法人 日本電気計測器工業会
一般社団法人 日本電機工業会
社団法人日本電気制御機器工業会
社団法人日本電球工業会
社団法人 日本電子回路工業会
一般社団法人日本電設工業協会
社団法人日本電力ケーブル接続技術協会

社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会
日本陶磁器工業組合連合会
日本陶業 連盟
社団法人日本銅センター
社団法人日本動力協会
社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人 日本時計協会
一般社団法人 日本塗装工業会
社団法人日本鷹工業連合会
社団法人日本塗料工業会
日本内航海運組合総連合会
日本内燃機関連合会
社団法人日本内燃力発電設備協会
日本難燃剤協会
社団法人 日本ねじ工業協会
一般社団法人 日本農業機械工業会
日本パーマネントウェーブ液工業組合
日本バーミキュライト工業会
社団法人日本配線器具工業会
一般社団法人 日本配電制御システム工業会
社団法人日本船用機関整備協会
社団法人 日本歯車工業会
社団法人日本ばね工業会
日本歯磨工業会
社団法人日本パレット協会
一般社団法人 日本半導体製造装置協会
社団法人日本半導体ベンチャー協会
一般財団法人 日本皮革研究所
社団法人日本皮革産業連合会
日本ビニル工業会
一般社団法人 日本非破壊検査工業会
社団法人 日本表面処理機材工業会
社団法人日本ビルディング協会連合会
社団法人日本フードサービス協会
日本フォームスチレン工業組合
日本吹出口工業会
日本弗素樹脂工業会
日本部品供給装置工業会
日本プラスチック機械工業会
日本プラスチック工業連盟
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
社団法人日本プラント協会
社団法人日本プラントメンテナンス協会
一般社団法人 日本フルードパワー工業会
日本フルオロカーボン協会
社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
日本ヘアカラー工業会

一般社団法人 日本ベアリング工業会
一般社団法人日本ベッ甲協会
日本PETフィルム工業会
公益社団法人 日本保安用品協会
日本ボイラー・圧力容器工業組合
社団法人 日本ボイラ協会
社団法人日本ボイラ整備据付協会
社団法人日本防衛装備工業会
社団法人日本貿易会
日本防疫殺虫剤協会
一般社団法人 日本望遠鏡工業会
一般社団法人 日本芳香族工業会
社団法人 日本縫製機械工業会
日本紡績協会
一般社団法人 日本包装機械工業会
社団法人日本ボウリング場協会
社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業会
日本保温保冷工業協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合
社団法人日本民営鉄道協会
日本無機薬品協会
社団法人日本綿花協会
社団法人日本綿業倶楽部
日本メンテナンス工業会
社団法人日本木材保存協会
日本木材防腐工業組合
一般社団法人 日本木工機械工業会
日本有機過酸化工業会
日本輸入化粧品協会
日本窯業外装材協会
日本溶剤リサイクル工業会
財団法人 日本溶接技術センター
社団法人日本溶接容器工業会
日本羊毛紡績会
社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
日本浴用剤工業会
社団法人日本陸用内燃機関協会
社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
社団法人日本臨床検査薬協会
社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人 日本冷凍空調工業会
一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人 日本ロボット工業会
社団法人農業電化協会
農薬工業会

発泡スチレン工業会
一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター
光触媒工業会
一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人 病院会
財団法人 ファナックF Aロボット財団
普通鋼電炉工業会
社団法人不動産協会
社団法人プラスチック処理促進協会
社団法人プレハブ建築協会
米国医療機器・IVD 工業会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
ポリカーボネート樹脂技術研究会
一般財団法人 マイクロマシンセンター
公益財団法人 メカトロニクス技術高度化財団
モノレール工業協会
公益社団法人 有機合成化学協会
財団法人 油空圧機器技術振興財団
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
硫酸協会
社団法人林業機械化協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
ロックウール工業会
建設労務安全研究会